

令和 7 年

第 3 回（9 月）河合町議会定例会議案

令和 7 年 9 月 5 日

河 合 町

付 議 事 件

- 議案第42号 令和7年度河合町一般会計補正予算について
- 議案第43号 令和7年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について
- 議案第44号 令和7年度河合町介護保険特別会計補正予算について
- 議案第45号 令和7年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算について
- 議案第46号 令和7年度河合町下水道事業会計補正予算について
- 議案第47号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 議案第48号 河合町税条例の一部改正について
- 議案第49号 奈良県葛城地区清掃事務組合規約の変更について
- 議案第50号 まほろば環境衛生組合規約の変更について
- 議案第51号 工事の請負契約について
- 議案第52号 河合町道路線の認定について
- 議案第53号 財産の取得について
- 議案第54号 河合町協働のまちづくり推進計画を定めることについて（別冊）
- 認定第1号 令和6年度河合町一般会計歳入歳出決算認定について（別冊）
- 認定第2号 令和6年度河合町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（別冊）
- 認定第3号 令和6年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について（別冊）
- 認定第4号 令和6年度河合町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（別冊）
- 認定第5号 令和6年度河合町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定について（別冊）
- 認定第6号 令和6年度河合町下水道事業会計決算認定について（別冊）
- 認定第7号 令和6年度河合町下水道事業会計決算認定について（別冊）

認定第8号 令和6年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計
(河合町) 嶸入歳出決算認定について(別冊)

同意第10号 教育委員会委員の任命について

議案第42号

令和7年度

河合町一般会計補正予算

(第2号)

河合町

令和7年度河合町一般会計補正予算（第2号）

令和7年度河合町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 204, 163千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8, 338, 713千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7年 9月 5日 提出

河合町長 森 川 喜 之

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
11 地方交付税		千円 2,749,000	千円 △24,184	千円 2,724,816
	1 地方交付税	2,749,000	△24,184	2,724,816
15 国庫支出金		1,001,126	9,134	1,010,260
	2 国庫補助金	362,372	9,134	371,506
16 県支出金		612,669	800	613,469
	2 県補助金	228,198	800	228,998
19 繰入金		28,665	214,581	243,246
	1 基金繰入金	27,650	213,395	241,045
	2 特別会計繰入金	1,015	1,186	2,201
20 繰越金		10,000	3,832	13,832
	1 繰越金	10,000	3,832	13,832
歳 入 合 計		8,134,550	204,163	8,338,713

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
2 総務費		千円 1,329,349	千円 9,426	千円 1,338,775
	1 総務管理費	1,175,351	9,426	1,184,777
3 民生費		2,708,839	1,760	2,710,599
	1 社会福祉費	1,799,195	1,760	1,800,955
4 衛生費		831,135	0	831,135
	1 保健衛生費	254,550	0	254,550
11 公債費		1,077,529	192,977	1,270,506
	1 公債費	1,077,529	192,977	1,270,506
歳 出 合 計		8,134,550	204,163	8,338,713

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
11 地方交付税	千円 2,749,000	千円 △24,184	千円 2,724,816
15 国庫支出金	1,001,126	9,134	1,010,260
16 県支出金	612,669	800	613,469
19 繰入金	28,665	214,581	243,246
20 繰越金	10,000	3,832	13,832
歳 入 合 計	8,134,550	204,163	8,338,713

(歳出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
2 総務費	千円 1, 329, 349	千円 9, 426	千円 1, 338, 775
3 民生費	2, 708, 839	1, 760	2, 710, 599
4 衛生費	831, 135	0	831, 135
11 公債費	1, 077, 529	192, 977	1, 270, 506
歳出合計	8, 134, 550	204, 163	8, 338, 713

補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳		
特 定 財 源		一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	
千円 9,054	千円	千円 372
880		880
		△6,759
		192,977
9,934		187,470

2 歳 入

(款) 11 地方交付税

(項) 1 地方交付税

目	補正前の予算額	補正予算額	計
1 地方交付税	千円 2,749,000	千円 △24,184	千円 2,724,816
計	2,749,000	△24,184	2,724,816

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 民生費国庫補助金	42,104	880	42,984
7 総務費国庫補助金	97,897	8,254	106,151
計	362,372	9,134	371,506

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

1 総務費県補助金	1,485	800	2,285
計	228,198	800	228,998

(款) 19 繰入金

(項) 1 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	0	206,636	206,636
9 新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金	0	6,759	6,759
計	27,650	213,395	241,045

節		説明
区分	金額	
1 地方交付税	千円 △24,184	普通交付税 千円 △24,184

4 障害福祉費補助金	880	地域生活支援事業費等補助金	880
16 地方創生臨時交付金	8,254	地方創生臨時交付金（電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金分）	8,254

17 観光施策費補助金	800	文化資源活用補助金	800

1 財政調整基金繰入金	206,636	財政調整基金繰入金	206,636
1 新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金	6,759	新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金	6,759

11款 地方交付税 15款 国庫支出金 16款 県支出金 19款 繰入金

(款) 19 繰入金

(項) 2 特別会計繰入金

目	補正前の予算額	補正予算額	計
4 住宅新築資金等貸付事業特別会計繰入金	千円 1,015	千円 1,186	千円 2,201
計	1,015	1,186	2,201

(款) 20 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	10,000	3,832	13,832
計	10,000	3,832	13,832

節		説明
区分	金額	
1 住宅新築資金等貸付事業特別会計繰入金	千円 1,186	住宅新築資金等貸付事業特別会計繰入金 千円 1,186

1 前年度繰越金	3,832	純繰越金	3,832

19款 繰入金 20款 繰越金

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の 予算額	補 正 予 算 額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5 企画費	千円 35,338	千円 1,629	千円 36,967	千円 800	千円	千円	千円 829
12 財政調整基 金費	2,416	△457	1,959				△457
38 物価高騰対 応重点支援 地方創生等 事業費	63,379	8,254	71,633	8,254			0
計	1,175,351	9,426	1,184,777	9,054			372

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

11 障害福祉費	703,045	1,760	704,805	880			880
計	1,799,195	1,760	1,800,955	880			880

節・細節		説明
区分	金額	
12 委託料	千円 1,629	千円 07 観光施策費 12 委託料 その他 ・史跡案内板設置 1,629
5 その他	1,629	1,629 1,629 1,629
24 積立金	△457	01 財政調整基金費 △457
1 積立金	△457	24 積立金 △457 積立金 △457
7 報償費	689	04 給食食材の価格高騰対策分（教育総務課） 2,989
1 報償費	689	18 負担金、補助及び交付金 2,989 補助金 2,989
18 負担金、補助及び交付金	7,565	05 給食食材の価格高騰対策分（こども未来課） 2,076
2 補助金	7,565	18 負担金、補助及び交付金 2,076 補助金 2,076
		07 すこやか育児サポート事業（子育て健康課） 689 7 報償費 689 報償費 689
		08 空き家対策事業（住宅課） 2,500 18 負担金、補助及び交付金 2,500 補助金 2,500

12 委託料	1,760	18 障害者自立支援事務費 12 委託料 その他 ・自立支援給付システム改修業務	1,760 1,760 1,760 1,760

2款 総務費 3款 民生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の 予算額	補 正 予 算 額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 予防費	千円 93, 261	千円 0	千円 93, 261	千円	千円	千円 6, 759	千円 △6, 759
計	254, 550	0	254, 550			6, 759	△6, 759

(款) 1 1 公債費

(項) 1 公債費

1 元金	994, 445	192, 977	1, 187, 422				192, 977
計	1, 077, 529	192, 977	1, 270, 506				192, 977

節・細節		説	明
区分	金額		
	千円	財源補正	千円

22 債還金、利子及び割引料	192,977	01 長期債債務還元金 22 債還金、利子及び割引料 債還金	192,977 192,977 192,977
1 債還金	192,977		

4款 衛生費 11款 公債費

議案第43号

令和7年度

河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算

(第1号)

河合町

令和7年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度河合町の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1, 186千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2, 286千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 岁入歳出予算補正」による。

令和 7年 9月 5日 提出

河合町長 森川喜之

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
4 繰越金		千円 0	千円 1,186	千円 1,186
	1 繰越金	0	1,186	1,186
歳 入 合 計		1,100	1,186	2,286

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
6 諸支出金		千円 1,015	千円 1,186	千円 2,201
	1 繰出金	1,015	1,186	2,201
歳 出 合 計		1,100	1,186	2,286

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
4 繰越金	千円 0	千円 1,186	千円 1,186
歳入合計	1,100	1,186	2,286

(歳出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
6 諸支出金	千円 1,015	千円 1,186	千円 2,201
歳出合計	1,100	1,186	2,286

補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳		
特 定 財 源		一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	
千円	千円	千円
		千円 1,186
		1,186

2 歳 入

(款) 4 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の予算額	補正予算額	計
1 繰越金	千円 0	千円 1,186	千円 1,186
計	0	1,186	1,186

節		説 明
区分	金額	
1 前年度繰越金	千円 1,186	前年度繰越金 千円 1,186

4款 繰越金

3 歳 出

(款) 6 諸支出金

(項) 1 繼出金

目	補正前の 予算額	補 正 予 算 額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般会計繰出金	千円 1,015	千円 1,186	千円 2,201	千円	千円	千円	千円 1,186
計	1,015	1,186	2,201				1,186

節・細節		説	明
区分	金額		
27 繼出金	千円 1,186	01 一般会計繰出金	千円 1,186
1 繼出金	1,186	27 繰出金 繰出金	1,186 1,186

6款 諸支出金

議案第44号

令和7年度

河合町介護保険特別会計補正予算

(第1号)

河合町

令和7年度河合町介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和7年度河合町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ24,561千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,268,561千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7年 9月 5日 提出

河合町長 森川喜之

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
7 繰入金		千円 356,084	千円 14,705	千円 370,789
	2 基金繰入金	37,000	14,705	51,705
8 繰越金		0	9,856	9,856
	1 繰越金	0	9,856	9,856
歳 入 合 計		2,244,000	24,561	2,268,561

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
7 諸支出金		千円 1,300	千円 24,561	千円 25,861
	1 償還金及び還付加算金	1,300	24,561	25,861
歳 出 合 計		2,244,000	24,561	2,268,561

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
7 繰入金	千円 356,084	千円 14,705	千円 370,789
8 繰越金	0	9,856	9,856
歳入合計	2,244,000	24,561	2,268,561

(歳出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
7 諸支出金	千円 1,300	千円 24,561	千円 25,861
歳出合計	2,244,000	24,561	2,268,561

補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳		
特 定 財 源		一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	
千円	千円	千円
		千円 24,561
		24,561

2 歳 入

(款) 7 繰入金

(項) 2 基金繰入金

目	補正前の予算額	補正予算額	計
1 介護給付費準備基金繰入金	千円 37,000	千円 14,705	千円 51,705
計	37,000	14,705	51,705

(款) 8 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	0	9,856	9,856
計	0	9,856	9,856

節		説 明
区分	金額	
1 介護給付費準備基金繰入金	千円 14,705	介護給付費準備基金繰入金 千円 14,705

1 繰越金	9,856	繰越金	9,856

7款 繰入金 8款 繰越金

3 歳 出

(款) 7 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

目	補正前の 予算額	補 正 予 算 額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 償還金	千円 0	千円 24,561	千円 24,561	千円	千円	千円	千円 24,561
計	1,300	24,561	25,861				24,561

節・細節		説	明
区分	金額		
22 償還金、利子及び割引料	千円 24,561	01 償還金 22 償還金、利子及び割引料 償還金	千円 24,561 24,561 24,561
1 償還金	24,561		

議案第45号

令和7年度

河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算

(第1号)

河合町

令和7年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算（第1号）

令和7年度河合町の後期高齢者医療制度特別会計補正予算（第1号）は、次に定めると
ころによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,111千円を追加し、歳入歳出予
算の総額を歳入歳出それぞれ 580, 111千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出
予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7年 9月 5日 提出

河合町長 森川喜之

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
5 繰越金		千円 0	千円 2,111	千円 2,111
	1 繰越金	0	2,111	2,111
歳 入 合 計		578,000	2,111	580,111

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		千円 569,663	千円 2,111	千円 571,774
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	569,663	2,111	571,774
歳 出 合 計		578,000	2,111	580,111

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
5 繰越金	千円 0	千円 2,111	千円 2,111
歳入合計	578,000	2,111	580,111

(歳出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金	千円 569,663	千円 2,111	千円 571,774
歳出合計	578,000	2,111	580,111

補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳		
特 定 財 源		一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	
千円	千円	千円
		2,111
		2,111

2 歳 入

(款) 5 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の予算額	補正予算額	計
1 繰越金	千円 0	千円 2,111	千円 2,111
計	0	2,111	2,111

節		説明
区分	金額	
1 前年度繰越金	千円 2,111	前年度繰越金 千円 2,111

5款 繰越金

3 歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

目	補正前の 予算額	補 正 予 算 額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	千円 569, 663	千円 2, 111	千円 571, 774	千円	千円	千円 2, 111	千円 0
計	569, 663	2, 111	571, 774			2, 111	0

節・細節		説	明
区分	金額		
18 負担金、補助及び交付金	千円 2,111	01 後期高齢者医療広域連合納付金 18 負担金、補助及び交付金 負担金	千円 2,111 2,111 2,111
1 負担金	2,111		

2款 後期高齢者医療広域連合納付金

議案第46号

令和7年度

河合町下水道事業会計補正予算

(第2号)

河合町

令和7年度河合町下水道事業会計補正予算（第2号）

(総 則)

第1条 令和7年度河合町下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次の定めるところによる。

(収益的支出の補正)

第2条 予算第3条中、収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出	(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
	第1款 下水道事業費用	742,892 千円	7,150 千円	750,042 千円
	第1項 営業費用	693,656 千円	7,150 千円	700,806 千円
	第5目 総係費	52,318 千円	7,150 千円	59,468 千円

令和 7年 9月 5日 提出

河合町長 森川喜之

令和 7 年度河合町下水道事業会計補正予算実施計画（第 2 号）

収益的支出

支 出

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補正額	計	備 考
1. 下水道事業費用		742, 892	7, 150	750, 042	
1. 営業費用		693, 656	7, 150	700, 806	
	5. 総係費	52, 318	7, 150	59, 468	

議案第 47 号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 7 年 9 月 5 日

河合町長 森川喜之

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年12月河合町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第17条の2第1項」を「第17条の3第1項」に改める。

第17条の3を第17条の4とする。

第17条の2第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第17条の3とし、第17条の次に次の1条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第17条の2 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月河合町条例第1号）第21条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 職員の育児休業等に関する条例第21条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月河合町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第17条第2号中「日数及び勤務日ごとの勤務時間」を「日数」に改め、「（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）」を削り、「除く。」の次に「次条において同じ。」を加える。

第18条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）」の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改める。

第18条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第18条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについての承認があったとき 当残時間数
(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第18条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第18条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間
(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第18条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第19条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第20条中「第13条の規定は、部分休業について準用する」を「育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。
(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。
(職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第18条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議案第48号

河合町税条例の一部改正について

河合町税条例の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 7年 9月 5日

河合町長 森川喜之

河合町税条例の一部を改正する条例

河合町税条例（昭和29年4月河合村条例第19号）の一部を次のように改正する。

第18条中「は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を町の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第18条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第34条の2中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るもの）を除く。」を加える。

第36条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第36条の3の3第1項中「者に限る。」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号才に掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、

次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。

ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるものの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの
(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条

の規定により製造たばことみなされるものに限る。) であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 令

和8年4月1日

(2) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

(公示送達に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の河合町税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(町民税に関する経過措置)

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和7年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の町民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の河合町税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与につ

いて提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（町たばこ税に関する経過措置）

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る町たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、河合町税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

（1） 河合町税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

（2） 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議案第49号

奈良県葛城地区清掃事務組合規約の変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体の協議により、令和8年4月1日から組合規約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求めます。

令和 7年 9月 5日

河合町長 森川喜之

奈良県葛城地区清掃事務組合規約の一部を変更する規約

奈良県葛城地区清掃事務組合規約（昭和38年8月26日奈良県指令地第466号）の一部を次のように変更する。

第3条の表第1号の項右欄中「香芝市」を削る。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 50 号

まほろば環境衛生組合規約の変更について

地方自治法第 286 条第 2 項の規定により、関係地方公共団体の協議により、令和 7 年 10 月 1 日から組合規約を別紙のとおり変更することについて、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 5 日

河合町長 森川喜之

まほろば環境衛生組合規約の一部を変更する規約

まほろば環境衛生組合規約（令和2年3月10日奈良県指令市町村第1285号）
の一部を次のように変更する。

第5条中「大字東安堵958番地」を「大字笠目326番地1」に改める。

附 則

この規約は、令和7年10月1日から施行する。

議案第 51 号

工事の請負契約について

不毛田川流域内水対策事業に伴う道路改良工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めます。

記

工 事 名	不毛田川流域内水対策事業に伴う道路改良工事
契 約 の 方 法	一般競争入札
契 約 金 額	118,792,300円
契約の相手方	奈良県桜井市大字桜井281番地7 株式会社中和コンストラクション 代表取締役 大浦晃平

令和 7 年 9 月 5 日

河合町長 森川 喜之

議案第 5 2 号

河合町道路線の認定について

河合町道路線を別紙のとおり認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 7 年 9 月 5 日

河合町長 森川喜之

認定路線

路線番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
12048	佐味田48号線	大字佐味田1991番2先	
		大字佐味田1691番5先	

**認定
佐味田48号線**

12048

起点

終点



議案第53号

財産の取得について

奈良県GIGA第二期端末を下記のとおり取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めます。

記

取得する財産	奈良県GIGA第二期端末				
	<table><tr><td>内訳</td><td>日本HP製 Chromebook 1,051台</td></tr><tr><td></td><td>モバイルデバイス管理システム 1,051式</td></tr></table>	内訳	日本HP製 Chromebook 1,051台		モバイルデバイス管理システム 1,051式
内訳	日本HP製 Chromebook 1,051台				
	モバイルデバイス管理システム 1,051式				
契約の方法	随意契約				
契約金額	57,573,780円				
契約の相手方	奈良市高天町10-1 T.T.ビル4階 キヌテム株式会社 奈良本社 事業統括取締役 井門英也				

令和 7年 9月 5日

河合町長 森川喜之

議案第 54 号

河合町協働のまちづくり推進計画を定めることについて

河合町協働のまちづくり推進計画を別紙のとおり定めることについて、河合町議会基本条例第 21 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 5 日

河合町長 森川喜之

同意第10号

教育委員会委員の任命について

教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

記

住 所 ■■■■■■■■■■
氏 名 松 浦 加 奈 子
生年月日 ■■■■■■■■■■

令和 7年 9月 5日

河合町長 森 川 喜 之

参 考

松 浦 加 奈 子 氏 経歴

(以下閲覧用議案書のため省略します。)